



彦根労働基準監督署長が 建設現場をパトロール

～ 7月20日から26日は
建設業労働災害防止強化週間 ～

彦根労働基準監督署（署長 枘谷 佳幸）では、「建設業労働災害防止強化週間」に合わせて、建設業における安全意識の高揚を図るため、大規模建設工事現場に対する安全パトロールを実施します。

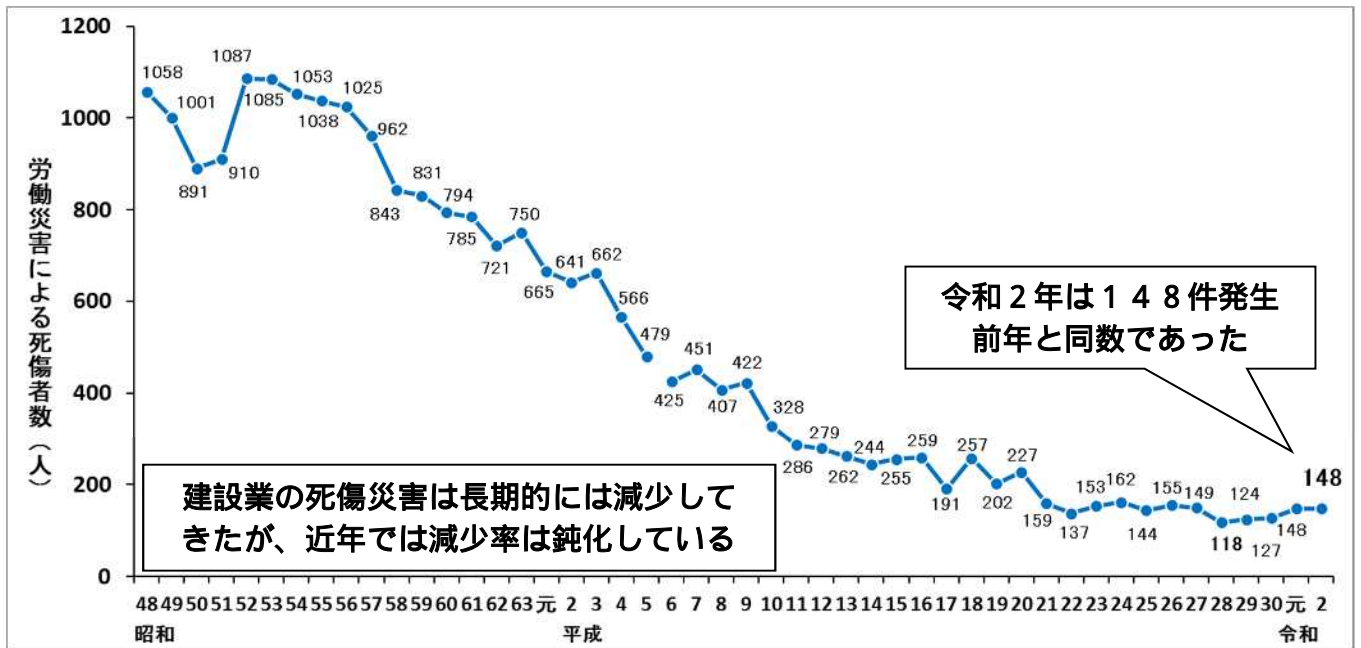
ポイント

- 令和2年（1～12月）における滋賀県内の建設業の労働災害発生状況は、休業4日以上の死傷災害が148人と前年と同数と減少しておらず、労働災害による死亡者数が6人と前年の2人から大幅な増加となりました。
災害の内訳を見ると、死亡災害は、「交通事故」によるものが3人、「高所からの墜落」、「地山の崩壊」、「爆発」によるものがそれぞれ1人であり、また、「墜落・転落」災害が休業4日以上死傷災害全体に占める割合は、約24.3%と依然として高い水準で推移しています（参考資料1～4）。
- 令和2年7月には、「熱中症」による死亡災害が発生しており（製造業において発生）、炎天下の高温多湿な環境下での作業が避け難い業態である建設業は、特に、熱中症対策の徹底が求められるところです。（参考資料5）
- 滋賀労働局、各労働基準監督署、建設業労働災害防止協会滋賀県支部の主唱により、7月20日から26日を「建設業労働災害防止強化週間」（7月1日から7月19日までを「準備期間」、7月27日から7月31日までを「事後措置期間」とし、県内の建設関係事業場、建設現場等に、日常の安全衛生活動の総点検の実施、労働災害防止対策の徹底等を要請しています（参考資料6）。
- 建設業労働災害防止強化週間中に、彦根労働基準監督署長による現場パトロール（実施日時：令和3年7月26日（月）午前10時から、対象現場：（仮称）彦根市新市民体育センター建設工事、元請事業場：株式会社鴻池組）を実施し、墜落・転落災害、熱中症等の防止を呼びかけます（参考資料7）。

是非、当日の取材をお願いします

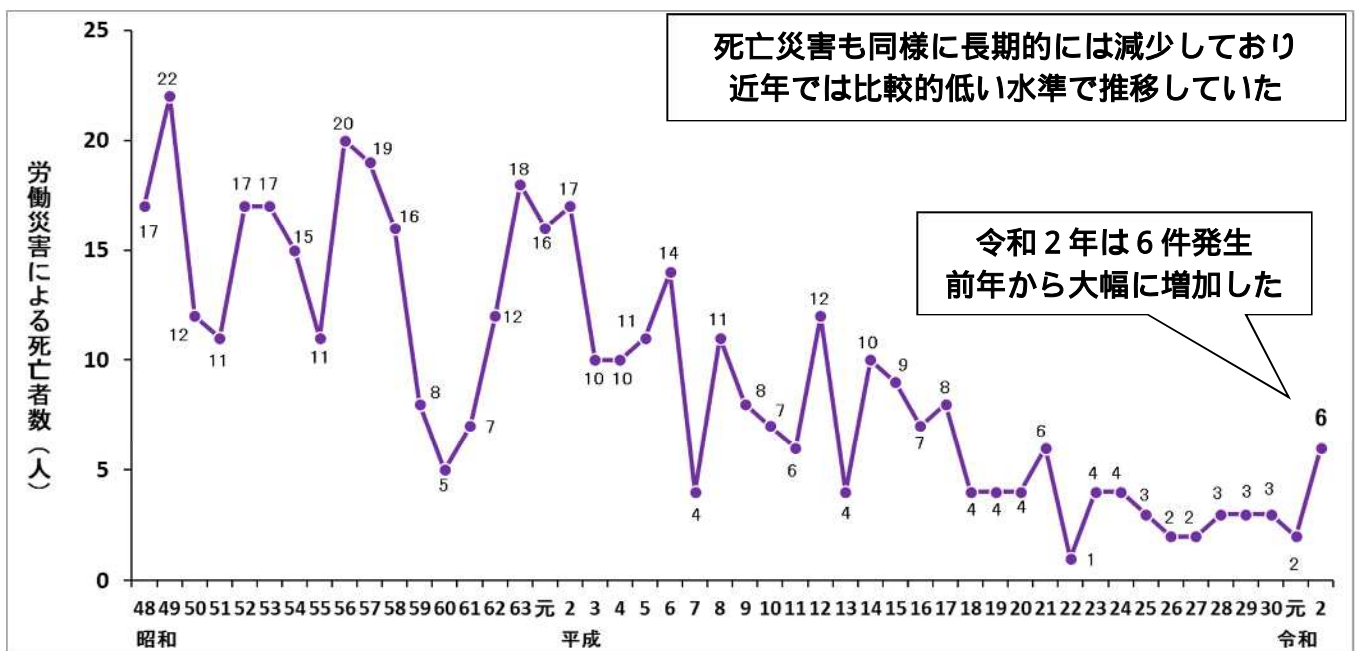
取材される場合は当日午前9時までに上記担当あてにご連絡をお願いします。

参考 1 休業4日以上の死傷者数の推移（滋賀県、建設業）



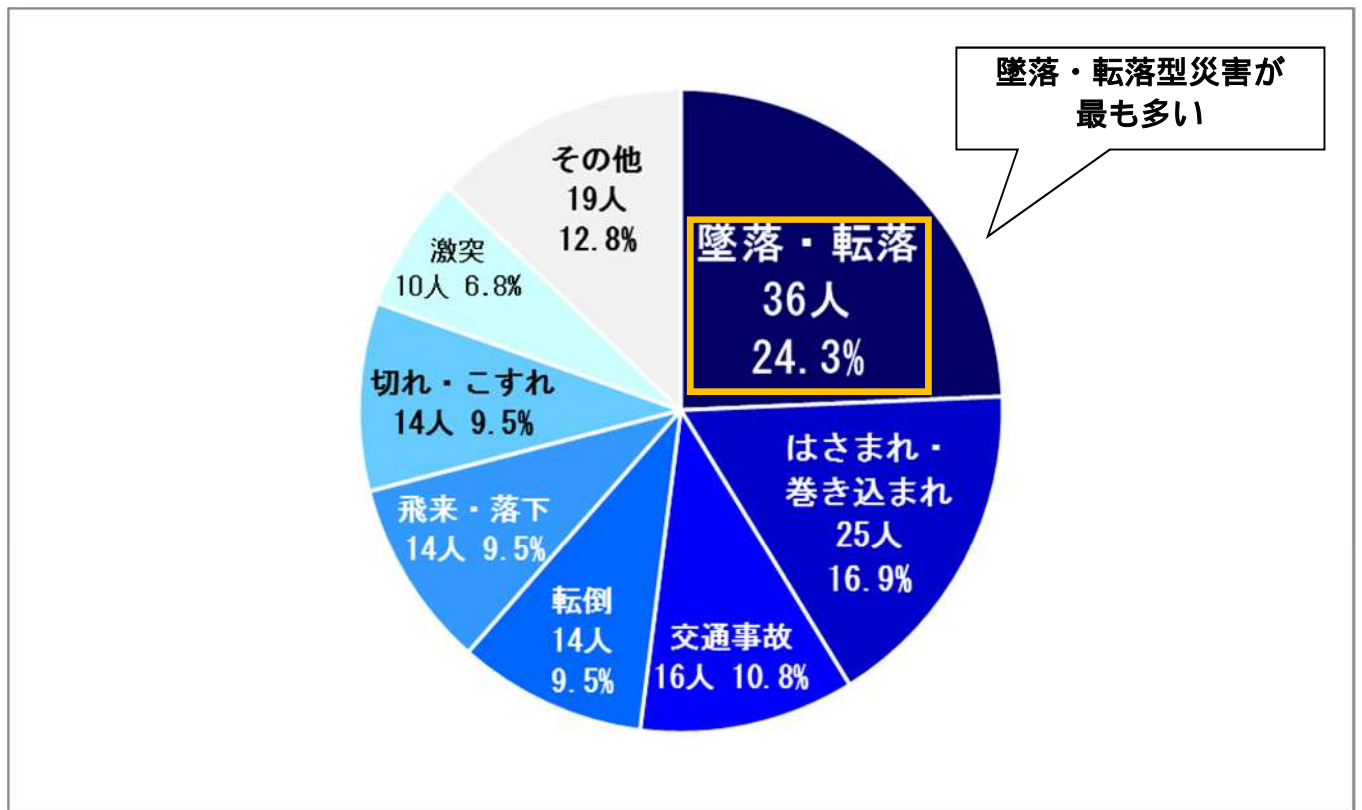
休業4日以上の死傷災害は昭和48年から集計開始、平成4年までは労災給付データ、平成5年以降は労働者死傷病報告から集計したもの。

参考 2 労働災害による死亡者数の推移（滋賀県、建設業）



死亡災害報告によるもの

参考3 令和2年 事故の型別労働災害発生状況
(滋賀県、建設業、休業4日以上の死傷災害)



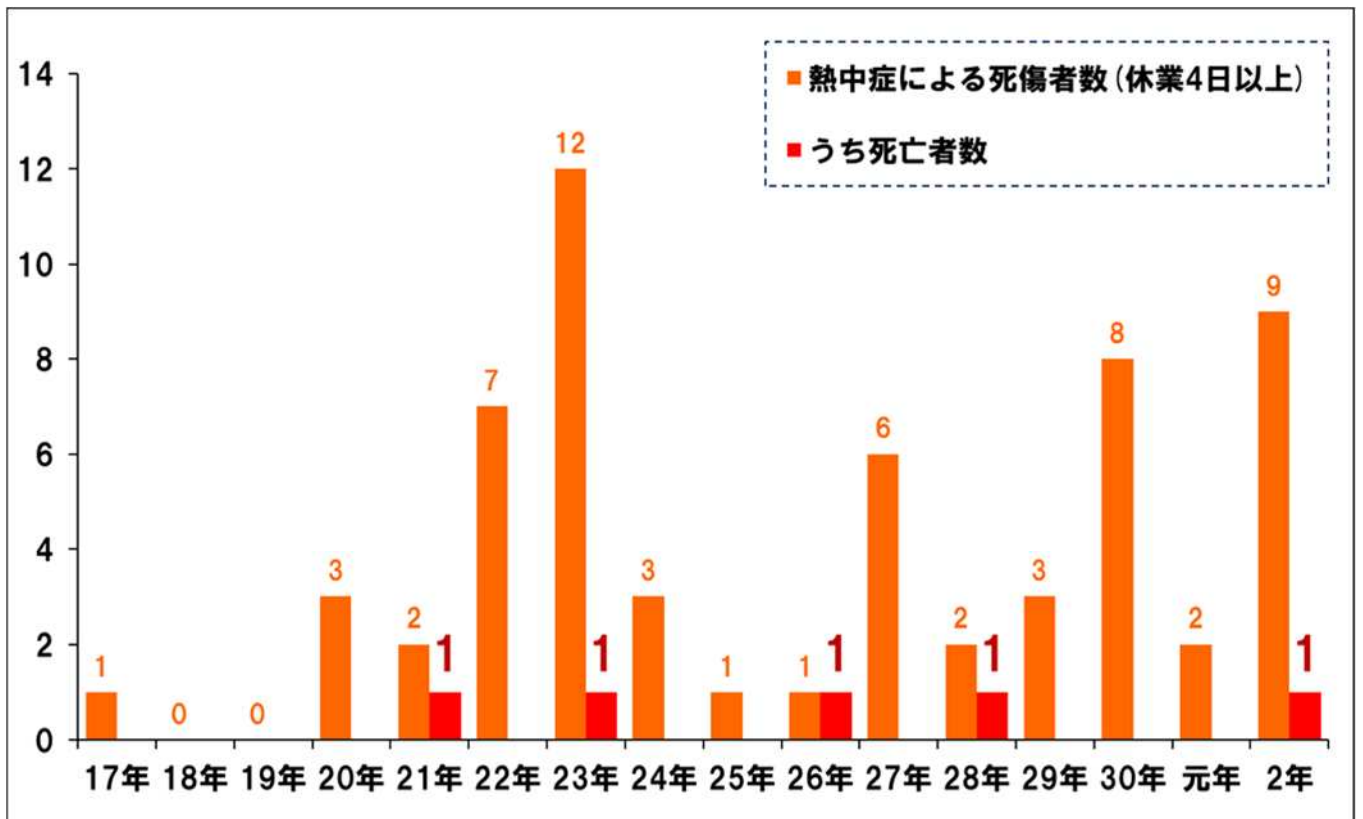
労働者死傷病報告によるもの

参考4 令和2年 死亡災害の概要（滋賀県、建設業）

番号	業種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発生概要
1	上下水道 工事業 (1名)	2月 14時頃	崩壊・倒壊	作業員・ 技能者 30歳代	被災者は、幅1.1m、深さ3.5mに掘削した掘削床において、下水道管の埋設作業を行っていたが、掘削面が崩壊し、崩れた土砂に埋もれたもの。
2	建築設備 工事業 (4名)	2月 19時頃	交通事故 (道路)	作業員・ 技能者 20歳代	被災者は、自動車を運転して道路を走行中、自動車がスリップして道路をふさぐように停車したところに、後続のトラックが自動車の運転席側面に衝突したものの。
3 ・ 4	その他の 建設業 (4名)	4月 18時頃	交通事故 (道路)	作業員・ 技能者 40歳代 及び 50歳代	【 死亡労働者 2名 】 ワゴン車に8人が乗り合わせ、工事現場から事務所へ戻るため高速道路を走行中、道路のカーブ部分でスリップして側壁に衝突し、車の外に投げ出された 2人が死亡 し、他の6人も負傷したものの。
5	その他の 建設業 (7名)	6月 13時頃	爆発	作業員・ 技能者 40歳代	製造設備の撤去作業において、メチルエチルケトンを用いていた処理槽の解体のため、被災者は、プラズマ溶断を行っていたところ、爆発が起こり、その衝撃で死亡したものの。
6	建築工事業 (2名)	10月 11時頃	墜落・転落	作業員・ 技能者 50歳代	軽量鉄骨造2階建家屋解体工事に従事していた被災者が、屋根上で屋根パネル材の解体をしていたところ、屋根上から地上の基礎コンクリート上に墜落し、死亡したものの。

死亡災害報告によるもの

参考5 熱中症による休業4日以上の死傷者数の推移（滋賀県、全産業）



労働者死傷病報告、死亡災害報告によるもの

令和2年 熱中症による死亡災害の概要（滋賀県）

1	金属製品製造業 (5名)	7月 16時頃	高温・低温の物との接触	作業者・技能者 60歳代	被災者は、屋根があるが3方向に壁がない出荷スペースにいたところ、突然倒れ、救急搬送されたが回復せず、死亡したもの。原因は熱中症によるもの。
---	-----------------	------------	-------------	-----------------	---

死亡災害報告によるもの

1 趣 旨

令和 2 年の滋賀県内の建設業における労働災害の発生状況は、6 人の死亡災害が発生し、前年に比べ 4 人の増加となり、休業 4 日以上之死傷災害は 148 人と前年と同数となった。災害の内訳を見ると、死亡災害のうち 1 人は「墜落・転落」災害によるものであり、「墜落・転落」災害の休業 4 日以上之死傷災害全体に占める割合は、約 24% と依然として事故の型では最も高い割合となっている。重篤な労働災害につながりやすい「墜落・転落」災害の対策をより一層進めていく必要がある。

また、滋賀県内においては、昨年も、熱中症による休業災害が発生しており、特に、炎天下の高温多湿な環境下での作業が避けられない業態である建設業は、熱中症対策に万全を期す必要がある。

このような状況に加え、近年では人手不足による経験年数の少ない労働者、高齢労働者の労働災害が多く発生しており、現場の安全技術の適切な継承が求められているところである。平成 29 年には厚生労働省において「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本計画」が、平成 31 年 3 月には滋賀県において「滋賀県における建設工事従事者の安全および健康の確保に関する計画」が策定され、建設業における中長期的な人材の確保が急務であるとされたところである。滋賀県の建設業の健全な発展を確保し、若者や女性をはじめ、より多くの労働者が集まる魅力ある産業とするためにも、労働災害の防止を一層徹底する必要があることから、第 13 次労働災害防止推進計画に基づき、フルハーネス型墜落制止用器具の使用の推進等、重篤な災害を防ぐことを目的とした「ゼロ災滋賀」、「命綱 GO (いのちつなごう) 活動」を現在推進している。

労働災害を防止するためには、労働災害を防止する責務が事業者にかかっていることを経営トップ自らが深く認識し、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、率先垂範して、自主的な安全衛生活動を活性化させる機運を醸成する必要があり、各事業場で 1 人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全なものとなるよう、不断の努力が必要である。

以上を踏まえ、滋賀労働局及び建設業労働災害防止協会滋賀県支部においては、「ゼロ 災滋賀」と「命綱 GO (いのちつなごう)」を合言葉に、建設業労働災害防止強化週間（以下「強化週間」という。）を定め、本要綱に基づく活動を展開することにより、元方事業者、関係請負人、関係労働者、労働災害防止団体、関係業界団体、発注者及び労働基準行政が一体となった、建設業における安全衛生活動の着実な実行を図ることとする。

2 実施期間

令和 3 年 7 月 20 日（火）から令和 3 年 7 月 26 日（月）までとする。

なお、強化週間の実効を上げるため、7 月 1 日（木）から 7 月 19 日（月）までを準備期間とし、7 月 27 日（火）から 7 月 31 日（土）までを事後措置期間とする。

3 スローガン

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場
（令和 3 年度全国安全週間スローガン）

4 主 唱 者

滋 賀 労 働 局
大 津 労 働 基 準 監 督 署
彦 根 労 働 基 準 監 督 署
東 近 江 労 働 基 準 監 督 署
建設業労働災害防止協会滋賀県支部

5 協力者

公益社団法人滋賀県建設産業団体連合会

6 実施者

滋賀県の建設業の店社及び建設工事現場

7 主唱者の実施事項

- (1) 滋賀労働局長による現場安全パトロールの実施
- (2) 労働基準監督署による建設工事現場への集中的な監督指導等の実施
- (3) 建設業安全衛生大会の開催
- (4) 報道機関への広報の実施
- (5) 実施者及び関係機関への周知
- (6) 安全衛生関係資料等の配布
- (7) 実施者の実施事項についての指導援助

8 実施者の実施事項

日常の安全衛生活動についての総点検（リスク点検）を行い、事業場における安全衛生活動の現状を認識した上で、安全衛生活動の定着とその水準の向上を図るため、特に、「ゼロ災滋賀」、「命綱GO（いのちつなごう）活動」に基づく実施事項を徹底するほか、次の事項を行うこととする。

なお、これらの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策として、密閉空間、密集場所、密接場面の「3つの密」を避けることを徹底して取り組むこと。

- (1) 経営トップ自らによる建設工事現場の安全パトロールの実施と安全衛生についての作業者への呼びかけ
- (2) 店社全体及び建設工事現場における安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の策定
- (3) 店社安全衛生管理者等による現場に対する指導、援助体制の確立
- (4) 元方事業者、関係請負人が一体となった安全衛生管理体制の確立
- (5) 施工計画の事前評価体制の確立
- (6) リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく改善計画の策定
- (7) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入
- (8) 元請、下請等各段階における安全衛生教育の実施
- (9) 災害の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
- (10) 若年及び高年齢労働者の安全対策の確立
- (11) 熱中症予防対策の徹底
- (12) 警備業者を含めた交通労働災害防止対策の推進
- (13) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務等に係る有資格者の把握と養成
- (14) 各種健康診断及びその結果に基づく適切な事後措置の実施状況の確認
- (15) 労働安全衛生法等関係法令の遵守の徹底
- (16) フルハーネス型墜落制止用器具の積極的な使用
- (17) その他「強化週間」にふさわしい行事の実施
- (18) 上記の実施事項の確認と評価

参考 7**令和3年度彦根労働基準監督署長現場パトロール実施要綱**

- 1 **実施日** 令和3年7月26日(月) 10時00分～11時45分
- 2 **事業場** 特定元方事業者：株式会社鴻池組
 工事の名称：(仮称)彦根市新市民体育センター建設工事
 所在地：滋賀県彦根市小泉町640
 工事発注者：彦根市
 工期：令和2年4月1日～令和4年6月22日
 進捗率：約35%(7月下旬見込み)
 工事概要：体育館、市民センター新築工事
 予定作業：体育館屋根設置工事 他
 予定人員：約130人(7月下旬見込み)
- 3 **出席予定者**
- | | | |
|------------------|---------|-----|
| 彦根労働基準監督署 | 署長 他 | 計3名 |
| 建設業労働災害防止協会滋賀県支部 | 彦根分会長 他 | 計2名 |
| 事業発注者(彦根市) | | 計1名 |
| 施工者(株式会社鴻池組) | | 未定 |
- 4 **当日のスケジュール(予定)**
- | | |
|-------------|---|
| 9:45 | 各参加者が現場に到着、現場事務所へ移動 |
| 10:00～10:25 | 彦根労働基準監督署担当官から「開会の辞」
各参加者の紹介
施設目的、工事概要、安全衛生活動等の説明 |
| 10:25～10:30 | 現場朝礼場へ移動 |
| 10:30～10:35 | 現場代理人から「挨拶」 |
| 10:35～10:40 | 彦根労働基準監督署長から「安全訓話」 |
| 10:40～11:25 | 工事現場パトロール(その後、現場事務所へ移動) |
| 11:25～11:30 | 建設業労働災害防止協会滋賀県支部彦根分会から「講評」 |
| 11:30～11:35 | 彦根労働基準監督署担当官から「講評」 |
| 11:35～11:40 | 職長代表から「安全宣誓」 |
| 11:40～11:45 | 彦根労働基準監督署担当官から「閉会の辞」 |
| 11:45 | 散会 |

5 当日の取材について

現場パトロールは取材可能ですので、取材いただける場合は、事前に担当者あてご連絡いただきますようお願いいたします。取材にあたっては下記事項にご注意願います。

雨天等による中止の場合には、当日、午前9時までに電話連絡いたします。

工事現場内ではヘルメット着用をお願いいたします。ヘルメットは一定数、貸出可能ですので、必要であれば取材申込時にお申し付け下さい。

現場内での安全確保上必要な事項、撮影可能範囲など、現場入場時に説明します遵守事項の徹底をお願いいたします。